

協栄信用組合

子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得

平成17年4月より、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、次世代育成支援対策推進法が施行されました。

この法律に基づき、事業主は、労働者が仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するため「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ることとされています（労働者が100人以下の企業は努力義務）。

また、策定した行動計画を実施し、その計画目標を達成する等、一定の要件を満たす場合は、申請により「子育てサポート企業」として都道府県労働局長の認定を受けることができます。

このたび、新潟労働局（局長 大崎眞一郎）は、協栄信用組合を新潟県内で19社（25件）目に認定しました。

引き続き新潟労働局では、各企業等の次世代育成支援対策の取組を支援していきます。

次世代認定マーク「くるみん」





協栄信用組合（燕市）

業 種 金融業
労働者数 207人

<計画期間>

平成23年4月1日 ～ 平成25年3月31日（1期目）

<取組内容>

- ① 週1回のノー残業デーを月初めに設定して、各部店にFAXで周知し実施している。
- ② 計画期間中に男性職員が子の看護休暇を取得した。
- ③ 女性職員の育児休業取得率は100%であった。
- ④ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象とした所定外労働の免除制度を導入している。
- ⑤ 子の看護休暇を取得した日について、給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定にあたり、勤務したものとする取扱いをしている。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度とは・・・

次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に成立（平成17年4月全面施行）し、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的に、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって次世代育成支援対策に取り組むこととされました。

この法律に基づき、企業は仕事と子育ての両立支援やワーク・ライフ・バランスなど次世代育成支援に取り組むための一般事業主行動計画を策定、実施することとされています（従業員101人以上の企業は、策定・届出、公表・周知が義務とされ、100人以下の企業は努力義務とされています。）。

行動計画に掲げる目標を達成し、認定基準を満たす場合には申請により厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）が認定し、認定マーク（愛称「くるみん」）を交付しています。

認定を受けた企業は、認定マークを商品や求人広告に表示することができます。



次世代認定マーク（くるみん）

認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、行動計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間内に男性の育児休業等取得者がいること。
- 6 計画期間内に女性の育児休業等取得率が70%以上であること。
- 7 3歳から小学校就学前の子供を育てる従業員について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8 所定外労働削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置及びその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のうちいずれかを実施していること。
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。